



5/3

(地 I 22)

平成 22 年 5 月 12 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木



米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

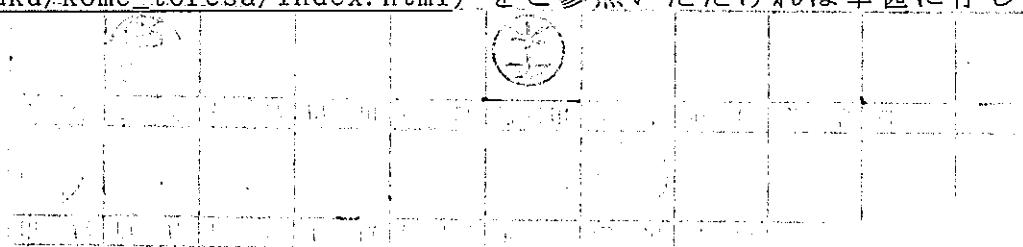
さて昨年、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」が可決成立したところであります。

同法は、「米穀等の取引等の記録の作成・保存」(トレーサビリティ) (平成 22 年 10 月施行) 及び「産地情報の伝達」(平成 23 年 7 月施行) に大別されます。日本医師会としては、同法律案の成立前より厚生労働省及び農林水産省との間で折衝を行っております。

さて、トレーサビリティについては、病院や診療所等を含む「米穀事業者」に対し、米・米加工品を取引、事業所間の移動、廃棄等を行った場合にはその記録を一定期間保存することを義務付けるものであります。なお、米穀等の購入時に業者が発行する伝票類に所定の事項が記載されていれば、それを保存することで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

産地情報の伝達については、「米トレーサビリティ制度 Q & A ~基本編~」問 5 答 3 にある通り、病院等における給食に使用された米飯は、一般消費者に対する提供ではないため不要です（ただし、一般消費者も利用できる食堂等においては必要）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下病院及び有床診療所への周知方につき、ご高配賜りますようよろしくお願ひいたします。なお、農林水産省ホームページ (http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html) をご参照いただければ幸甚に存じます。



米穀等の取引等に係る情報の記録及び 産地情報の伝達に関する法律、政省令の概要

I 取引等の記録・保存（トレーサビリティ）関係

1 対象品目（米穀等）について（法第2条）

（定義）

第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（米穀並びに薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。以下同じ。）であって政令で定めるものをいう。

トレーサビリティの対象となる「米穀等」は、法律上、トレーサビリティが義務付けされている米穀（もみ、玄米、精米、碎米）の他、以下のとおり。

① 主要食糧に該当するもの

米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調製品（もち粉調製品を含む）、米菓生地、米こうじ等

令第1条第1号、第2号、第7号 告示第1項

② 米飯類

（米穀等についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであって、粒状のもの（これを含む料理その他の飲食料品を含む。））

各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したものの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

（注）米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おかゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象。

令第1条第5号

③ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しそうちゅう、みりん

（注）これらの米加工品は、基本的に米穀又は米粉等が原材料中1位となる商品が大部分を占める品目を日本標準商品分類（酒類については酒税法）を基本に選定。

令第1条第3号、第4号、第6号、第8号、第9号、第10号

2 取引等の記録について（法第3条、法第5条）

（取引等の記録の作成）

第三条 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称（指定米穀等にあっては、その名称及び産地）、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における前項の規定の適用については、同項中「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡し」とあるのは、米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者にあっては「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しの委託」と、米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者にあっては「譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。

（搬出、搬入等の記録の作成）

第五条 米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、第三条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該行為について記録を作成しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その名称、数量、年月日（亡失をした場合であってその年月日が明らかでないときは、時期）、搬出及び搬入をした場所（他の米穀事業者との間で搬出入をしたときは、相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした場所）その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、少量の米穀等について廃棄又は亡失をした場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

※ 本法に基づく取引の記録は、事業者間取引の際に求められるものであり、一般消費者への販売・提供の記録は不要。

(1) 取引の記録については、書面（帳簿など）又は電磁的記録のいずれかで作成すること。

記録省令第1条第1項第1号

（注）実際の取引において取り交わされる伝票類であっても、(5)に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで記録義務を果たしたことになる。

(2) 記録は事業所、事業場又は店舗ごとに作成すること。

記録省令第1条第1項第2号

（注）ただし、本社での一括仕入れなどにより、記録が本社で一括管理されている場合において、各事業所から当該事業所の取引記録等を本社に照会すれば、その記録内容が速やかに確認できるような仕組みが予め講じられていれば、当該仕組みを講じられている事業所等の記録は、一括して作成することができる。

記録省令第1条第2号ただし書き

(3) 記録は商品の種類、取引期間その他の区分に応じて、わかりやすく作成の上、分類、整理（日別、取引先別等）しておくこと。

記録省令第1条第1項第3号

（注）本法の対象品目の取引等だけを別に抜き出して整理する必要はない。

(4) 返品等の事由により、記録事項に変更が生じたときには、遅滞なくその内容に応じて、記録を変更すること。

記録省令第1条第1項第4号

(5) 取引を行っている場合の具体的な記録事項は、次のとおり。

記録省令第2条第1項

① 名称（取引において通常用いている名称を記載すること。）

記録省令第2条第1項第1号 記録省令第2条第2項

② 産地（指定米穀等のみ。）

記録省令第2条第1項第2号 記録省令第2条第3項

(i) 産地が国内の場合には「国内産」や「国産」と、産地が外国の場合は、その国名で記載すること。ただし、産地が国内の場合には都道府県名、市町村名や一般的に知られた地名でも可。

記録省令第2条第3項第1号

(ii) 産地が2以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

産地が3以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができる。この場合、国産の原材料と外国産の原材料を混合している場合には、国レベルでカウントし、3か国以上のものを混合した場合に「その他」と記載できる。

記録省令第2条第3項第2号 記録省令第2条第3項第3号

(注) なお、米粉等の中間原料の製造業者は、供給先の事業者が最終製品までより正確な産地を伝達することができるよう、その求めに応じ必要な範囲で、当該中間原料の原材料に占める重量の割合等必要な情報（原料米等の産地別の使用割合が記載された規格書等）を提供するなどの協力をすること。

伝達命令第2条第5項

(iii) (ii)の場合において、原料米の産地が特定できても、原材料の産地ごとの原材料に占める重量の割合の順序が変動するような場合には、一般消費者へ産地を誤認させない限りにおいて、過去の一定期間の使用割合の実績に基づいて産地の順番を記載できる。この場合、「○○の産地は、当社における昨年度の取扱実績の多い順に記載しています。」等の注意書きを添えることが必要。

記録省令第2条第3項第4号

(注) ただし、当該商品に実際に使用していない産地を過去の実績として記載することは、優良誤認を招くおそれがあるため、過去の実績による記載をする場合でも、実際に使用している産地を記載することが必要。

(iv) 外国で加工製造された場合であっても、原則として原料米の産地を記載することとし、加工品（製品、半製品）で輸入された場合でその原料米の産地

が明らかでないときは、当該加工品そのものの原産国を記載すること。

この場合には、記載された産地がその原料米の産地でなく、加工品そのものの原産国であることが分かるようによることが必要。

伝達命令第1条 記録省令第2条第3項第6号、第7号

なお、事業者間取引の際の産地情報の記録については、米穀（もみ、玄米、精米、碎米）、米粉、米穀を引き割りしたもの、ミール、米粉調製品（もち粉調製品を含む。）、米菓生地、米こうじ以外であって、最終的な一般消費者販売用の容器包装に入れられ、かつ、当該容器包装に原料米の産地が印刷等により表示されているものについては、リパックや貼替え等による産地偽装が事实上困難との事情も考慮し、産地の記録は不要。

また、弁当のような米飯類を含む飲食料品については、複数の指定米穀等を含む場合であっても、当該米飯類の産地のみに限る。

記録省令第2条第1項第2号

③ 数量（取引において通常用いている単位で記載）

記録省令第2条第1項第3号 記録省令第2条第4項

④ 年月日（搬入又は搬出した日を記載。これにより難い場合は、受発注した日等取引をした年月日でも可。）

記録省令第2条第1項第4号

⑤ 取引の相手方の氏名、又は名称

記録省令第2条第1項第5号

⑥ 搬入又は搬出をした場所

（注）搬入又は搬出をした場合のみ記載。具体的には、自己の事業所、倉庫と他人の事業所、倉庫を問わず、その場所が特定できるよう、事業所、倉庫、工場等の場所の名称及び所在地を記載。ただし、事業所（搬入又は搬出した場所）毎に記録事項が整理されている場合は「搬入又は搬出した場所」の記載は省略可。

取引に伴って商品が購入先から販売先に直接移動するような場合（自らの事業所を経由しない場合）には、「搬入した場所」が現に存在しないことから「搬入した場所」の記載は要しないが、「搬出した場所」については、搬出先である購入先の事業所を記載するか、それが困難な場合は、購入先の氏名又は名称を記載。

記録省令第2条第1項第6号

⑦ 用途限定されている米穀については、その用途を記入。

記録省令第2条第1項第7号

（注）用途限定されている米穀とは、食糧法における米穀取扱業者の遵守すべき事項に用途限定米穀として定められている米穀を指し、米穀取扱業者が用途限定米穀を出荷・販売する際には、当該米穀が用途限定米穀であることが明らかとなるよう措置することが、別途、遵守すべき事項として義務付けされている（平成22年4月1日施行）。

（6）取引（売買）を行っていない場合でも、事業所間（自己の事業所であるか他人の事業所であるかを問わず。）で搬入、搬出を行い、米穀等を移動させた場

合は、記録すること。この場合の具体的な記録事項は、(5)に準じて記載すること。

記録省令第4条 記録省令第5条

(注) 同一の事業所内での米穀等の移動については記録は不要。この場合の「事業所」とは、一まとまりとしての機能を有した一団の場所を指す。

(注) 記録の義務がかけられるのは、法律上、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者に限られており、単に運送や保管の事業を行う者は、記録の作成・保存の義務対象外（ただし、運送や保管の事業を行う者も、報告及び立入検査の対象事業者には含まれる。）。

(7) 記録を行うに当たっては、入荷したものと出荷したものとの相互の関係（いわゆる内部トレーサビリティ）ができる限り明らかとなるように努めること。

記録省令第1条第2項

この場合、先入・先出の徹底を行う、加工記録とロット毎の出入荷記録などにより原料と製品の対応を明らかにするなどの対応に努めることとするが、業界ごとに実態が異なることから、各事業者団体においてガイドラインを策定、普及するなどにより、積極的な対応を図ることが必要。

(8) 米穀等を廃棄し、又は亡失した場合の具体的な記録事項は以下のとおり。

記録省令第5条

ただし、品質検査やサンプル採取のために必要最小限の試料を採取する場合、一般消費者への販売用の米飯等の売れ残り又は一般消費者へ提供した米飯等の食べ残しを廃棄する場合には、記録を省略することができる。

(注) 必要最小限の試料であっても、1ロット当たり1回5kg以上を採取する場合は、記録が必要。

記録省令第6条

- ① 名称
- ② 数量
- ③ 年月日（亡失の場合であって日付が不明の場合は、その時期）
- ④ 相手方の氏名、又は名称（廃棄のために米穀等を引き取ってもらった場合）
- ⑤ 廃棄又は亡失した場所
- ⑥ 用途が限定されている米穀についてはその用途

(注) 亡失とは、「モノが無くなること」であり、例えば火災で米穀が焼失したような場合を指し、廃棄とは、「モノを捨てること」であり、例えば倉庫で水濡れした米穀を埋没処分するような場合を指す。

3 保存期間について（法第6条）

（記録の保存）

第六条 米穀事業者は、第三条第一項及び前条の規定による記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

記録の保存期間については、取引等を行った日から3年間。

ただし、次に掲げるものについては、それぞれに掲げる期間。

記録省令第7条

- ① 消費期限が付されている商品等 取引等を行った日から3か月

(注) 仕出弁当や給食弁当等、その場で消費される商品であって、消費期限が付されていない商品を含む。

- ② 賞味期限が取引日から3年を超える商品 取引等を行った日から5年間

II 産地情報伝達について

1 対象品目（指定米穀等）について（法第2条）

（定義）

第二条

3 この法律において「指定米穀等」とは、その流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者がその購入等に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるものをいう。

産地情報伝達の対象となる「指定米穀等」は、以下のとおり。ただし、飼料用、バイオエタノール原料用等の非食用に供されるものを除く。

令第2条

① 米穀及び主要食糧に該当するもの（トレサの対象品目と同じ）

a 米穀（もみ、玄米、精米、碎米）

b 米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調製品（もち粉調製品を含む）、米菓生地、米こうじ等

② 米飯類（トレサの対象品目と同じ）

（米穀等についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであって、粒状のもの（これを含む料理その他の飲食料品を含む。））

各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したものの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

（注）米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おかゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象。

③ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん（トレサの対象品目と同じ。）

（注）これらの米加工品は、基本的に米穀又は米粉等が原材料中1位となる商品が大部分を占める品目を日本標準商品分類（酒類については酒税法）を基本に選定。

令第2条に従い令第1条

2 産地情報の伝達方法について（法第4条、第8条）

（米穀事業者間における産地情報の伝達）

第四条 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

（一般消費者に対する産地情報の伝達）

第八条 米穀事業者（他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。）は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

2 前項の場合において、米穀事業者が販売又は提供をする指定米穀等について、その産地の情報を一般消費者が知ることができるようにする措置として主務省令で定めるものがとられている場合であって、当該米穀事業者が、主務省令で定めるところにより、当該情報を知ることができる方法を当該一般消費者に伝達したときは、当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

（1）流通上の伝達方法

① 事業者間取引の場合（法第4条）

商品への産地の記載や取引時の伝票等への記載により、産地情報を伝達すること。

また、弁当のような米飯類を含む飲食料品については、複数の指定米穀等を含む場合であっても、当該米飯類の産地のみの伝達に限る。

（注）伝票等：納品書、送り状、規格書等を指す。

伝達命令第2条第3項

② 一般消費者へ販売又は提供（出前を含む。）する場合（法第8条）

次のいずれかの方法により、産地を伝達すること。

a 商品の容器又は包装に具体的な産地情報を記載。（法第8条第1項）

伝達命令第3条第1項第1号

b 小売販売店や外食店等の指定米穀等を販売または提供をしている場所において、メニュー、店内配布チラシ、ショップカード等や店内、店の入り口の看板等の一般消費者の目につきやすい場所に具体的な産地情報を記載。（法第8条第1項）

伝達命令第3条第1項第2号 第3条第1項第3号

(注) 産地情報伝達を行わなければならない場合は、法第8条第1項において、対象品目を一般消費者に小売販売する場合や料理として提供する場合とされており、学校、病院、刑務所等矯正施設、老人ホームなどでの食事は、基本的に一般消費者向けへの提供ではないため、対象外。ただし、これらの施設であっても児童・学生、患者、入所者等と同様に一般消費者に対しても広く食事を提供する場合には、対象。

- c インターネット販売や通信販売の場合、商品への記載に代えて販売の条件を示すホームページやカタログの見やすい箇所に産地を記載することも可。
(法第8条第1項)

伝達命令第3条第1項第4号

なお、弁当のような米飯類を含む飲食料品についての、一般消費者に対する産地情報の伝達については、複数の指定米穀等を含む場合であっても、当該米飯類の産地のみの伝達に限る。

伝達命令第2条第3項

- d a～cに掲げるもののほか、商品等にホームページアドレスを記載し、当該ホームページにアクセスすることにより産地情報が入手できるようにする方法も可。この場合、商品パッケージにその旨の記載が必要であるほか、Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにすることが必要。(法第8条第2項)

伝達命令第4条

- e また、同様の措置として、商品等に「お客様相談窓口」を記載し、当該窓口に照会すれば、産地情報が入手できる方法も可。その場合には、単なるお客様相談窓口でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要。(法第8条第2項)

伝達命令第4条

- f さらに、対面販売や外食店において、店員に対して研修等を通じて対応マニュアルなどにより、適切な産地情報の伝達の実施について指導・徹底している場合、消費者の求めに応じて店員が産地情報を伝達することも可。この場合、店内等に「産地情報については、店員にお問い合わせください。」等の掲示が必要。(法第8条第2項)

伝達命令第4条

- g 上記e及びfの仕組みは、産地情報が正しく伝達されているかどうかの検証が可能な仕組みとする必要があるため、この対応を行う事業者は、対応マニュアルを定め、従業員が当該マニュアルに従って適切に対応できるための措置(周知徹底、教育研修)などを講じ、講じた措置の実績を記録しておくことが必要。

伝達命令第4条

(2) 産地表記の仕方

I の2の(5)の②に準じて行うこと。

伝達命令第2条第4項及び第3条第2項に従い、記録省令第2条第3項

3 産地情報伝達の適用除外となるものについて（法第8条第3項）

（一般消費者に対する産地情報の伝達）

第八条

3 前二項の規定は、主務省令で定める規模その他の要件に該当する米穀事業者が指定米穀等（料理、酒類その他の主務省令で定めるものに限る。）について一般消費者への提供をする場合については、適用しない。

指定米穀等を提供する場合において、米飯類以外のものの提供の場合には、産地情報伝達は不要。

伝達命令第5条

（注）提供とは、レストランなど飲食のための施設を設け、サービスとして料理等を提供する形式を指す。

販売とは、上記「提供」に当たらない有償での譲渡し（小売店などで商品を販売する場合など）を指すが、この場合は、本適用除外の対象外。

4 勧告及び命令(法第9条)、報告及び立入検査(第10条)、主務大臣等(法第11条)、罰則について(法第12条)

(勧告及び命令)

第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に關係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第十一條

11 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(罰則)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項又は第五条の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
- 二 第四条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して伝達をせず、又は虚偽の伝達をした者
- 三 第六条の規定に違反した者
- 四 第九条第二項の規定による命令に違反した者
- 五 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(1) 一の都道府県にのみ事務所等がある事業者（県域業者）に対する勧告・命令（第9条）及びそのために必要な報告徴収・立入検査（第10条）については、都道府県の事務とする。

(2) 上記以外の事業者（広域業者）に対する勧告・命令及びそのために必要な報告徴収・立入検査については、国の事務とする。

※ 地方分権推進委員会第2次勧告（平成20年12月）による事務・権限の見直し後のJAS法の役割分担と同じ整理。

※ 事実行為である報告徴収・立入検査については、実務上の必要性にかんがみ、都道府県は、広域業者に対しても、権限行使できるよう措置（報告徴収は主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事のみ権限行使可能。同様に、国も県域業者に対して、権限行使が可能。）。

令第7条第1項

III 法律の施行期日について

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条の規定 公布の日

二 第2条第3項及び第4項、第4条、第8条、第9条、第12条第2号及び第4号、
次条並びに附則第6条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 前条第2号に掲げる規定の施行前に国内において譲渡し（譲渡しの委託を含む。）をされた米穀等及び当該米穀等を原材料とする飲食料品であって、指定米穀であるものについては、指定米穀等でない米穀等とみなして、この法律の規定を適用する。

法律の施行期日については、

- ① トレーサビリティ部分については、本制度の周知・準備期間を最大限措置することとして、平成22年10月1日、
- ② 産地情報伝達部分については、23年産米の流通前に施行することとして、平成23年7月1日、
とする。

施行日政令

—以 上—

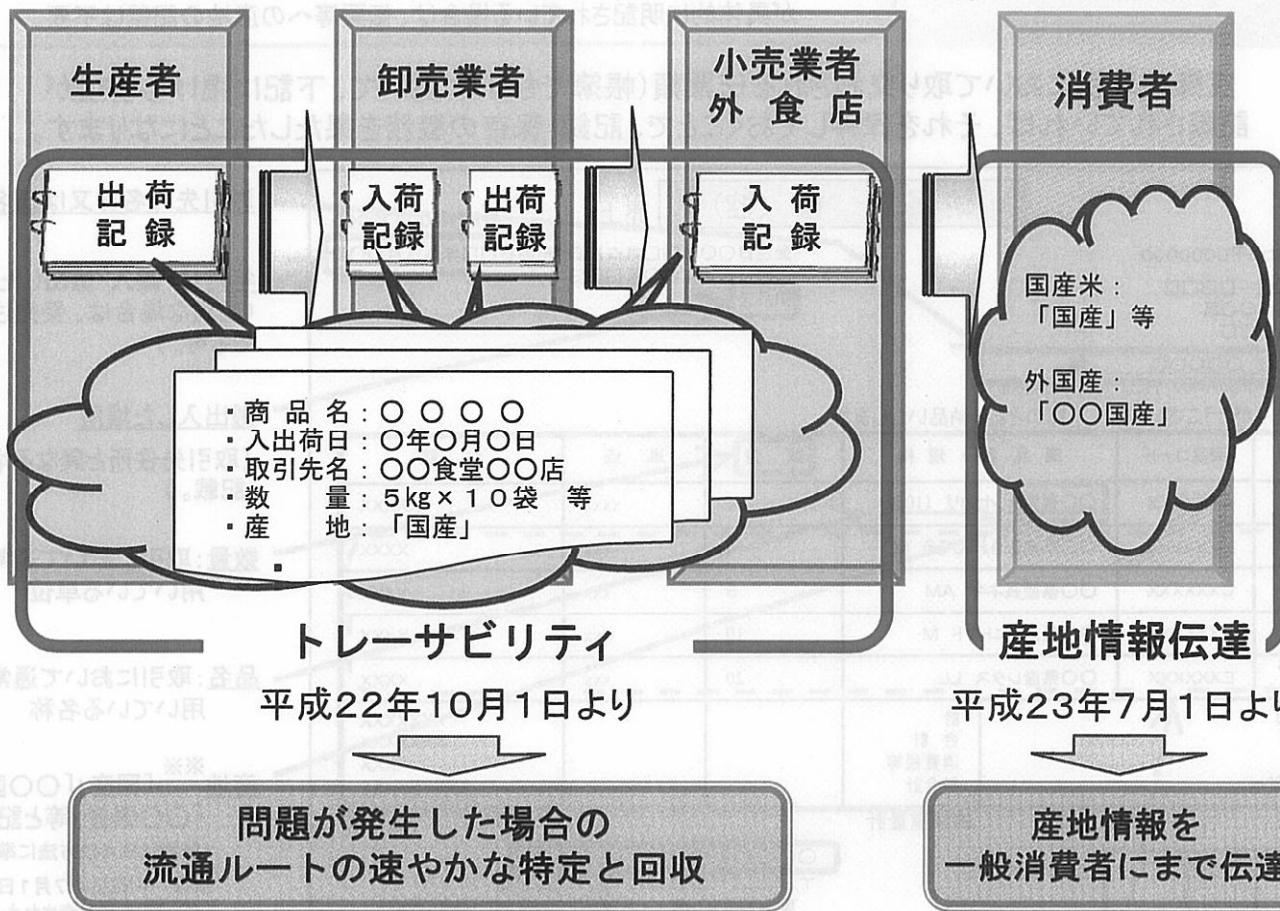
Rice



Accessibility

米トレーサビリティ法の概要

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」



農林水產省



トレーサビリティ (取引等の記録の作成・保存)



記録

米・米加工品(注)を

- ①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合には、その記録を保存してください。

- ・紙媒体・電子媒体いずれでも可。
 - ・保存期間は原則3年。

(賞味期限等に応じて3か月間・3年間・5年間と異なります。)

本制度の対象品目となる米・米加工品は、以下のとおりです。
・米穀(玄米・精米等)・米粉や米こうじ等の中間原材料
・米飯類・まちぢくご当地・米菓・清酒・巻式菓物・とうつゆう・みりん

対象事業者は、生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての皆様となります。

記録事項

品名、産地^{*}、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 等

※「国産」「○○国産」「○○県産」等と記録。(詳細はP4の方法に準ずる。)

※ 米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留酒について、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

納品書(控)		売上	伝票No.00000000		
お客様コード0000000 〒□□□-□□□□ 東京都○○区 △△-□□	受注日○○年□□月△△日 指図日△△年○○月□□日 納品先	納品日□□年△△月○○日	取引先の名称又は氏名		
株式会社 〇〇〇〇〇 様 TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000			年月日:搬入・搬出した日 (困難な場合は、受発注日等 でも可。)		
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。					
NO.	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXXX	〇〇県産コシヒカリ (10kg)	4	XXXX	XXXX
2	BXXXXXX	〇〇県産ほうれんそう M	10	XXX	XXXX
3	CXXXXXX	〇〇県産長ネギ AM	5	XXX	XXXX
4	DXXXXXX	〇〇県産ミニトマト M	10	XXX	XXXX
5	EXXXXXX	〇〇県産レタス LL	20	XXX	XXXX
備考		計合計 消費税等 総合計			XXXXXX XXXXXX XXXX XXXXXXXXXX
指図No.		納品重量計		40.00	
		〇〇〇〇株式会社 △△本社	担当者 ×××	※※ 产地:「国産」「〇〇国産」 「〇〇県産」等と記載 (詳細はP.4の方法に準ずる。)	
		T□□□-□□□□ 東京都○○区 □□-△△	TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	※※ 平成23年7月1日より前に ① 国内で生産されたものにつ いては、生産者から譲渡さ れたもの	

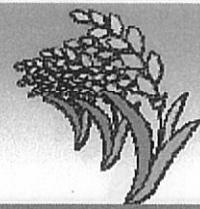
食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。



産地情報の伝達

(取引等に伴う産地情報の伝達)



事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品(注1)を他の事業者へ譲り渡す場合には、
伝票等(注2)又は商品の容器・包装への記載により、
産地(注3)情報の伝達が必要です。

伝
達

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品(注1)を販売・提供する場合には、

- ① 玄米・精米、もち(一部)のように、JAS法で原料原産地表示の義務がある場合は、JAS法に従い、これまでどおり表示をしてください。
(注)この場合はJAS法のみが適用になり、米トレーサビリティ法は適用されません。
- ② 上記の義務が無い場合には、米トレーサビリティ法に基づき以下により産地情報の伝達を行うことが必要となります。

ただし、外食店等で米飯類以外のものを提供する場合は、米飯類以外のものの産地情報の伝達は不要です。

(注1)取引等の記録の対象品目と同じ。(ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除きます。)

(注2)伝票等:伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。

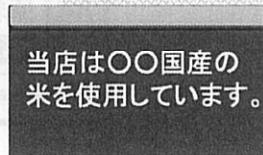
(注3)産地:米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。

一般消費者への産地情報の伝達手段

商品の包装に産地情報を記載



店内に産地情報を掲示



購入カタログや注文画面上に産地情報を掲示



商品の包装に産地を知ることができる方法を記載



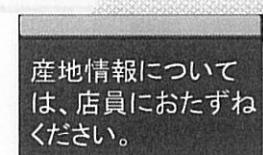
Webアドレスやお客様相談窓口電話番号など
産地情報の入手するための照会先を記載。



〈原料米の産地情報〉
○○せんべい……国産
□□あらね……○○国産
△△おかき……○○国産



店内に産地を知ることができる方法を掲示



当店は〇〇産の米を使用しています。



メニューに産地情報を記載





产地情報の伝達

(具体的な产地情報の伝達方法)



○ 産地情報を商品へ直接記載することにより伝達する場合

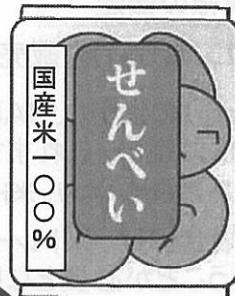
- ・国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載。(ただし、都道府県名や一般に知られた地名でも可。)
- ・外国産の場合はその「国名」を記載。

<一括表示欄への記載例>

名称	米菓
原材料名	うるち米(国産、〇〇国産、その他) しょうゆ、食塩、調味料(アミノ酸)
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

いずれの場所への記載でも可

<一括表示欄の枠外への記載例>



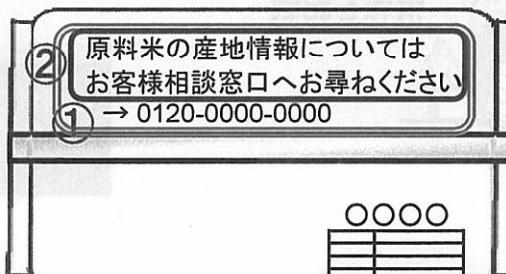
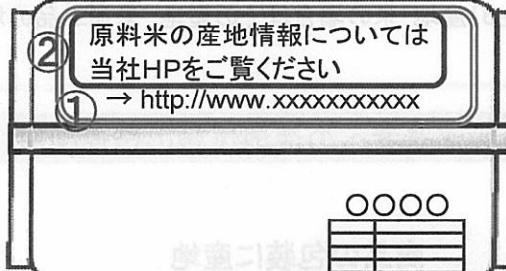
①原材料に占める割合の多い順に記載。

②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、他の産地を「その他」と記載可能。

○ 産地情報を知ることができる方法により産地情報を伝達する場合

Webサイトによる伝達を行う場合のポイント

- 商品等にWebアドレスを記載。
- 商品パッケージにWebにアクセスすることにより産地情報が入手できる旨の記載が必要。
- Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要。



電話等を活用した問い合わせによる伝達を行う場合のポイント

- 商品等に「お客様相談窓口の電話番号」を記載。
- 当該電話番号が、単なるお客様相談電話ではなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要。

お問い合わせ先

北海道農政事務所
東北農政局
関東農政局
北陸農政局
東海農政局
近畿農政局
中国四国農政局
九州農政局
内閣府沖縄総合事務局

農林水産省総合食料局

食糧部計画課
食糧部計画課
食糧部計画課
食糧部計画課
食糧部計画課
食糧部計画課
食糧部計画課
食糧部計画課
農林水産部食料流通課

TEL: 011-642-5470
TEL: 022-236-6661 (代)
TEL: 048-740-0099
TEL: 076-241-3151 (代)
TEL: 052-763-4453
TEL: 075-414-9731
TEL: 086-223-3135
TEL: 096-378-3171 (代)
TEL: 098-866-1673

TEL: 03-6744-1703

米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

八 清酒
九 単式蒸留しようちゅう
十 みりん

四 薄く切るいと。
五 粗くひくいと。

2 令第一條第一号の農林水産大臣が定める基準は、米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたものの、ミール若しくはペレット（直接圧縮すること又は全重量の三バーセント以下の結合剤を加えることにより、固めたものをいう。）又はでん粉（加工でん粉を含む。以下この項において同じ。）の含有量の合計が当該調製食料品の全重量の八十五バーセントを超えて、かつ、米穀產品、小麦產品（ライ小麦產品を含む。）、大麥產品（はだか麦產品を含む。）及びでん粉のうち、米穀產品が最大の重量を占めることとする。

（指定米穀等）
第一條 法第二条第三項の政令で定める米穀等は、米穀（飼料用のものその他の食用に供しないものを除く。）及び前条各号に掲げるものをとする。

2 この法律において「米穀事業者」とは、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。

3 この法律において「指定米穀等」とは、その流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者がその購入等に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるものをいう。

4 この法律において指定米穀等について「産地」とは、指定米穀等が米穀である場合にあってはその産地をいい、飲食料品である場合にあっては該飲食料品の原材料である米穀の産地（飲食料品として輸入される指定米穀等であってその原材料である米穀の産地が明らかでないものその他の主務省令で定める指定米穀等にあっては、主務省令で定める事項）をいう。

（原材料である米穀の産地が明らかでない指定米穀等の産地）
第一條 米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律（以下「法」という。）第一條第四項の主務省令で定める指定米穀等は、次の各号に掲げるものとし、同項の主務省令で定める事項はそれぞれ当該各号に定めるものとする。
一 飲食料品として輸入される指定米穀等であつてその原材料である米穀の産地が明らかでないもの（以下「のもの」として「特定輸入指定米穀等」という。）当該特定輸入指定米穀等の原産地
二 特定輸入指定米穀等を原材料とする指定米穀等 当該特定輸入指定米穀等の原産地

（取引等の記録の作成）

第三條 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称（指定米穀等にあっては、その名称及び産地）、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

（取引等の記録の作成方法）
第一條 米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。
一 書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成すること。
二 事務所、事業場又は店舗（以下「事務所等」という。）ごとに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等にお

- いて一括して仕入れを行っていることに伴い当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であつて、記録を保存している事務所等に照会することにより、譲受け又は譲渡しをした事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、当該措置に係る事務所等において譲受け又は譲渡しをしたときの記録は、一括して作成することができる。
- 三 米穀等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理した記録を作成すること。
- 四 収品その他の事由により次条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更が生じたときは、遅滞なく、その内容に応じて適切に記録を変更すること。
- 法第三条第一項の規定による記録の作成に当たっては、米穀等の譲受けと当該米穀等（これを原材料とする米穀等を含む。）の譲渡しとの相互の関係が明らかになるよう努めるものとする。
- （取引等の記録の記録事項）
- 第一条 法第三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明らかである場合にあっては、第六号に掲げる事項に関する記録を作成することを要しない。
- 一 譲受け又は譲渡しをした米穀等の名称
- 二 譲受け又は譲渡しをした米穀等が指定米穀等（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百六十一号）第一条第三号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げるものであつて、一般消費者への販売用に包装され、又は一般消費者への販売用の容器に入れられたもののうち、当該包装又は容器に産地が表示されているものを除く。）である場合にあっては、その産地（米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであつて、粒状のもの（以下この号において「米飯類」という。）を含む料理その他の飲食料品にあっては、当該米飯類の産地に限る。）
- 三 譲受け又は譲渡しをした米穀等の数量
- 四 譲受け又は譲渡しに伴い当該米穀等の搬入又は搬出をした年月日（これにより難い場合にあっては、譲受け又は譲渡しをした年月日）
- 五 譲受け又は譲渡しをした相手方の氏名又は名称
- 六 譲受け又は譲渡しに伴い当該米穀等の搬入又は搬出をした場合にあっては、当該米穀等の搬入又は搬出をした事務所等その他の場所（これにより難い場合にあっては、譲受け又は譲渡しをした者のために搬入又は搬出をした他の者の氏名又は名称）
- 七 譲受け又は譲渡しをした米穀等が用途限定米穀（米穀の出荷

販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）第一条第一項に規定する用途限定米穀をいう。第五条第一項第八号において同じ。）である場合にあつては、その用途

2 前項第一号に規定する名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3 第一項第二号に規定する産地の記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一 産地が国内のものにあつては国内産である旨を、産地が外国のものにあつては当該外国が産地である旨を記録すること。ただし、産地が国内のものにあつては、国内産である旨の記録に代えて、当該産地の属する都道府県、市町村その他一般に知られている地名（第三号において「都道府県等」という。）が産地である旨を記録することができる。

二 産地である国が二以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記録すること。ただし、産地である国が三以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に二以上の産地を記録し、その他の産地をまとめて「その他」等と記録することができる。

三 第一項ただし書の規定により都道府県等が産地である旨を記録する場合であつて、産地である都道府県等が二以上あるときは、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記録すること。ただし、産地である都道府県等が三以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に二以上の産地を記録し、その他の産地をまとめて「その他」等と記録することができる。

四 前二号の規定にかかわらず、「産地」との原材料に占める重量の割合の順序が変動する指定米穀等にあつては、一般消費者に産地を誤認させない限りにおいて、過去の一定期間ににおける当該指定米穀等についての産地ごとの原材料に占める重量の割合の実績に基づいて、原材料に占める重量の割合の多いものから順に産地を記録することができる。この場合には、過去の一定期間ににおける実績に基づいて記録した旨を付記しなければならない。

五 指定米穀等（米穀並びに次号及び第七号に掲げるものを除く。）にあつては、記録された産地が当該指定米穀等の原材料である米穀の産地である旨が分かるように記録すること。

六 米穀等の産地情報の伝達に関する命令（平成二十一年内閣府令・財務省令・農林水産省令第一号）第一条第一号に掲げる指定米穀等にあつては、記録された産地が当該指定米穀等の原産地である旨が分かるように記録すること。

七 米穀等の産地情報の伝達に関する命令第一条第二号に掲げる指定米穀等にあつては、記録された産地がその原材料である同

2

米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における前項の規定の適用については、同項中「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡し」とあるのは、「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しの委託」をする米穀事業者にあっては、「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しの委託」、米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者にあっては、「譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。

(米穀事業者間における产地情報の伝達)

第四条 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、その包装容器又は送り状への表示その他の方法により、当該指定米穀等の产地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならない。

号に規定する特定輸入指定米穀等の原産地である旨が分かるよう記録すること。

4 第一項第三号に規定する数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。

規定)

第三条 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前二条の規定の適用については、これらの規定中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

2 前項に規定する場合における米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者についての前二条の規定の適用については、これらの規定中「譲受け」とあるのは、「譲渡しの受託」とする。

(米穀事業者間における产地情報の伝達方法)

第一條 米穀事業者は、自ら生産又は輸入をした指定米穀等について法第四条第一項(同条第二項の規定)に従つて適用する場合を除く。(以下同じ。)の規定により产地を伝達する場合(次項に定める場合を除く。)は、その生産又は輸入の状況に応じて適切な产地を伝達しなければならない。

2 米穀事業者は、他の米穀事業者が譲り受けた指定米穀等(これを原材料とする指定米穀等を含む。)について法第四条第一項の規定に従つて产地を伝達する場合は、譲受けの相手方からの伝達された产地の情報に基づいて適切な产地を伝達しなければならない。

3 法第四条第一項の規定による产地の伝達は、指定米穀等の包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものたるの产地(米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製したものであつて、粒状のもの(以下「の」を除いて「米飯類」という。)やお料理などの他の飲食料品について、当該米飯類の产地)を記載する。(以下同じ。)を表示すべきに行うこととする。

4 前項の規定に従つて产地の表示について、米穀等の取引等による情報の記録に関する省令(平成二十一年財務省令・農林水産省令第一号)第一条第三項各号に定めるといひに従つて行うものとする。

5 米穀事業者は、指定米穀等の譲渡しの相手方の米穀事業者が当該指定米穀等について法第四条第一項又は第八条第一項の規定により正確な产地を伝達することができるよう、当該譲渡しの相手方の米穀事業者から求めがあった場合には、必要な範囲において、当該指定米穀等についての产地(米穀等の原材料として用いられたもの等)のうちの他の必要な情報の提供を行うこととする。

米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

(搬出、搬入等の記録の作成)

第五条 米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、第三条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該行為について記録を作成しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その名称、数量、年月日（亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期）、搬出及び搬入をした場所（他の米穀事業者との間で搬出入をしたときは、相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした場所）その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、少量の米穀等について廃棄又は亡失をした場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(搬出、搬入等の記録の作成方法)

第四条 第一条の規定は、法第五条の規定による記録の作成について準用する。

(搬出、搬入等の記録の記録事項)

第五条 法第五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明らかである場合にあっては、第四号及び第六号に掲げる事項に関する記録を作成することを要しない。

- 一 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等の名称
- 二 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等の数量
- 三 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした年月日（亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期）
- 四 搬出又は搬入をした場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、搬出又は搬入をした事務所等その他の場所

五 他の米穀事業者との間で搬出又は搬入をした場合にあつては、搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした事務所等その他の場所（記録が分類又は整理されており、搬出又は搬入をした事務所等その他の場所が明らかであるときは、搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称）

六 廃棄又は亡失をした場合にあつては、廃棄又は亡失をした事務所等その他の場所

七 米穀等を廃棄するため、当該米穀等について、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者に引渡しをした場合にあつては、引渡しをした相手方の氏名又は名称

八 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等が用途限定米穀である場合にあつては、その用途

2 第二条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による記録の作成について準用する。

(廃棄の記録の作成を要しない場合)

第六条 法第五条ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 残留する農業についての検査、品位等についての検査その他の検査を行うため、必要最小限の米穀等について廃棄をした場合（一回の検査につき五キログラム以上の米穀等について廃棄をした場合を除く。）
- 二 一般消費者への販売をした米穀等の売れ残り又は一般消費者

への提供をした米穀等の食べ残しについて廃棄をした場合

(記録の保存)

第六条 米穀事業者は、第三条第一項及び前条の規定による記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(米穀事業者の努力)

第七条 米穀事業者は、第三条第一項及び第五条の規定による記録のほか、米穀等に関する、保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

(一般消費者に対する産地情報の伝達)

第八条 米穀事業者(他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。)は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第二百五十九号)第十九条の十三第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従つて当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を当該一般消費者に伝達しなければならない。

2 前項の場合において、米穀事業者が販売又は提供をする指定米穀等について、その産地の情報を一般消費者が知ることができるようにする措置として主務省令で定めるものがとられている場合

(記録の保存期間)

第七条 法第六条の主務省令で定める期間は、三年間とする。ただし、次の各号に掲げる米穀等にあっては、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 品質が急速に変化しやすく加工又は製造後速やかに消費すべき米穀等 三月間

二 記録を作成した日から賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。)までの期間が三年を超える米穀等 五年間

(一般消費者に対する産地情報の伝達方法)

第八条 法第八条第一項の規定による産地の伝達は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 指定米穀等の包装又は容器の見やすい箇所にその産地を明瞭に表示する方法

二 店舗その他の指定米穀等の販売又は提供をする場所にあるメニュー、冊子、リーフレットその他の一般消費者の目に見える形やナシなどのしての産地を明瞭に表示する方法

三 店舗内又は店舗の入口付近の一般消費者の目に見える形で所そにその産地を明瞭に表示する方法

四 通信販売(不特定かつ多數の者に指定米穀等の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを要けて当該提示した条件に従つて行う指定米穀等の販売をいう。)を行つ場合において、広告(当該指定米穀等の販売の条件について広告するものに限る。)の見やすい箇所にその産地を明瞭に表示する方法

2 前条第一項、第二項及び第四項の規定は、法第八条第一項の規定による産地の伝達について適用する。

(産地の情報をおもに販賣する特種等)

第四条 法第八条第一項の主務省令で定める特種は、次の表の上欄

であつて、当該米穀事業者が、主務省令で定めるところにより、当該情報を知ることができる方法を当該一般消費者に伝達したときは、当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

<p>インターネットを利用して当該指定米穀等の产地情報を係るホームページへシートアレイス</p> <p>次回ヨーロッパの他の「れたばせ」</p>	<p>公衆の閲覧に供する」と。</p> <p>該指定米穀等の产地情報を公衆の閲覧に供する」と。</p>
--	---

<p>従業員の研修の実施、マニアルの作成その他の措置を講ずることにより、店頭において、当該指定米穀等の産地を的確に伝達できる体制を整備し、一般消費者からの求めに応じて当該指定米穀等の産地を当該一般消費者に伝達する。 </p>	<p>従業員の研修の実施、マニアルの作成その他の措置を講ずることにより、一般消費者への相談窓口において、当該指定米穀等の産地を的確に伝達できる体制を整備し、一般消費者からの求めに応じて当該指定米穀等の産地を当該一般消費者に伝達する。 </p>
<p>当該指定米穀等の産地の情報を知ることができると想定される場合及び当該相談窓口に問題がある場合は、前条第一項各号に掲げる方法を行なうとともに、より産地の情報を知らせるができない場合は、前条第一項各号に掲げる方法を行なう。 </p>	<p>当該指定米穀等の産地の情報を知ることができると想定される場合及び当該相談窓口に問題がある場合は、前条第一項各号に掲げる方法を行なうとともに、より産地の情報を知らせるができない場合は、前条第一項各号に掲げる方法を行なう。 </p>

3 前二項の規定は、主務省令で定める規模その他の要件に該当する米穀事業者が指定米穀等（料理、酒類その他の主務省令で定めるものに限る。）について一般消費者への提供をする場合については、適用しない。

(勧告及び命令)
第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(一般消費者に対する产地情報の伝達の適用除外)
第五条 法第八条第三項の主務省令で定める要件は、指定米穀等の
提供の事業を行つてゐることとする。

二 法第八条第三項の主務省令で定める指定米穀等は、米穀等の取
引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律施行令(平成二十一年政令第二百六十一号)第一条第五号に掲げるもの以外
の指定米穀等とする。

主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべき」とを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に關し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に關係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第十一條 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

一 第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに前条第一項の規定による報告の徵収及び立入検査（第一条、第八条又は第九条の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣

二 前条第一項の規定による報告の徵収及び立入検査（前号に掲げるものを除く。）に関する事項 農林水産大臣

2 第九条第一項及び前条第一項の規定による主務大臣の権限は、前項本文（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、内閣総理大臣又は農林水産大臣がそれぞれ単独で行使することを妨

(身分を示す證明書の様式)

第六条 法第十条第一項の立入検査（法第十一條第一項第二号に規定するものに限る。）をする場合における法第十条第二項に規定する職員の身分を示す證明書は、別記様式によるものとする。

(身分を示す證明書の様式)

第八条 法第十条第一項の立入検査（法第十一條第一項第一号に規定するものに限る。）をする場合における法第十条第二項に規定する職員の身分を示す證明書は、別記様式によるものとする。
2 米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令別記様式による職員の身分を示す證明書は、前項に規定する證明書とみなす。

ばない。

3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定により単独で第九条第一項の規定による勅告をしようとするときは、あらかじめ、その勅告の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣

二 農林水産大臣 農林水産大臣

4 前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5 次の各号に掲げる大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める大臣に対し、前条第一項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

一 内閣総理大臣又は農林水産大臣 財務大臣

二 財務大臣 内閣総理大臣又は農林水産大臣

6 前項の規定により要請を受けた大臣は、当該要請を受けて講じた措置を、内閣総理大臣又は農林水産大臣の要請を受けて講じたものにあっては内閣総理大臣及び農林水産大臣に、財務大臣の要請を受けて講じたものにあっては財務大臣に通知するものとする。

7 この法律における主務省令は、内閣府令・農林水産省令・財務省令とする。ただし、第三条第一項、第五条及び第六条に規定する主務省令は、農林水産省令・財務省令とする。

8 内閣総理大臣は、この法律に規定する権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

9 財務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に規定する権限の全部又は一部を国税庁長官に委任することができる。

10 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により國税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、これを地方支分部局の長に委任することができる。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第三条 法第十一条第八項の政令で定める権限は、同条第五項に規定する権限とする。

第四条 法に規定する財務大臣の権限（法第十一条第五項に規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

第五条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第九条第一項の規定による勅告（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（第七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）当該地方農政局の長

二 法第九条第一項の規定による前号に定める地方農政局長の勅告（第七条第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした勅告を含む。）に係る法第九条第二項の規定によ

この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(都道府県が処理する事務)

第七条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第十二条第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第三号及び第四号に掲げる事務（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの）が行う米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものにあつては、法の目的を達成するため特に必要があると認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第九条第一項の規定による勧告（地域米穀事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

る命令（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（第七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの）を除く。）に限る。） 当該地方農政局の長

三 法第十条第一項の規定による米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者（以下「米穀事業者等」という。）に対する報告の徴収 当該米穀事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

四 法第十一条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長

第六条 第四条の規定により国税庁長官に委任された権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を使用することを妨げない。

一 法第九条第一項の規定による勧告（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内のみにあるものに閲するものに限る。） 当該国税局の長

二 法第九条第一項の規定による前号に定める国税局の長の勧告に係る同条第二項の規定による命令（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の国税局の管轄区域内のみにあるものに関するものに限る。） 当該国税局の長

三 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に対する報告の徴収 当該米穀事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。次号において同じ。）

四 法第十一条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長

二 法第九条第一項の規定による前号に定める都道府県知事の勧告に係る同条第二項の規定による命令（地域米穀事業者に関するものに限る。）に関する事務

三 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に対する報告の徵収に関する事務 当該都道府県知事管轄する都道府県知事

四 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査に関する事務 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事

五 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に適用があるものとする。

六 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号又は第二号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

七 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号又は第四号に掲げる事務（同項第一号又は第二号に掲げる事務に係るものと除く。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に（当該事務が法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものである場合にあっては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に）報告しなければならない。

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する命令

（平成二十一年十一月五日）

（内閣府令・農林水産省令第十一号）

1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律施行令（以下「令」という。）第七条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 勘告又は命令をした米穀事業者の氏名又は名称及び住所
二 勘告又は命令をした年月日
三 勘告又は命令に係る指定米穀等の種類
四 勘告又は命令の内容

五 その他参考となるべき事項

2 令第七条第四項の規定による報告（法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 報告を求め、又は立入検査を行った米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者の氏名又は名称及び住所
二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日
三 報告の徴収又は立入検査に係る指定米穀等の種類
四 報告の徴収又は立入検査の結果

五 その他参考となるべき事項

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する省令

（平成二十一年十一月五日）
（農林水産省令第六十一号）

(罰則)

- 第十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三条第一項又は第五条の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
 - 二 第四条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して伝達をせず、又は虚偽の伝達をした者
 - 三 第六条の規定に違反した者
 - 四 第九条第二項の規定による命令に違反した者
 - 五 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同条の刑を科する。

- 5 消費者庁長官又は農林水産大臣は、地域米穀事業者について法第十一条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査を行った結果、当該地域米穀事業者が法第八条第一項の規定を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて法第九条第一項の規定による勧告に係る措置(第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした勧告に係るものに限る。)をとっていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。
- 6 第一項の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事が同項第三号又は第四号に掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

- 一 報告を求め、又は立入検査を行った米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者の氏名又は名称及び住所
二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日
三 報告の徴収又は立入検査に係る米穀等の種類
四 報告の徴収又は立入検査の結果
五 その他参考となるべき事項
- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定による報告(法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものを除く。)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
- 一 報告を求め、又は立入検査を行った米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者の氏名又は名称及び住所
二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日
三 報告の徴収又は立入検査に係る米穀等の種類

附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第四条及び第五条第二項の規定 公布の日
- 二 第二条第三項及び第四項、第四条、第八条、第九条、第十二条第一号及び第四号、次条並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

日

(経過措置)

- 第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前に国内において譲渡し(譲渡しの委託を含む。)をされた米穀等及び当該米穀等を原材料とする飲食料品であつて、指定米穀等であるものについては、指定米穀等でない米穀等とみなして、この法律の規定を適用する。

- 第三条 この法律の施行の日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第三条第一項並びに第十二条第五項及び第六項の規定の適用については、第三条第一項中「名称(指定米穀等にあつては、その名称及び产地)」とあるのは「名称」と、第十二条第五項及び第六項中「内閣総理大臣又は農林水産大臣」とあり、並びに同項中「内閣総理大臣及び農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣」とする。

(政令への委任)

- 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

- 第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、前項に規定するもののほか、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食料品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認める基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認める。

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び產地情報の伝達に関する法律の施行期日を定める政令

(平成二十一年十一月五日)
(政令第二百六十号)

米穀等の取引等に係る情報の記録及び產地情報の伝達に関する法律の施行期日は平成二十一年十月一日とし、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十三年七月一日とする。

附 則

この命令は、法の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。ただし、第二条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。

(施行期日)

- 第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第六条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第七条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第五項並びに附則第四条の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。

この命令は、法附則第二条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第六条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第五項並びに附則第四条の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。

附 則

この省令は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び產地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。

(農林水産省令第六十一号)

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び產地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する省令

(平成二十一年十一月五日)
(農林水産省令第六十一号)

この省令は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び產地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。

(内閣府令・農林水産省令第十一号)

附 則

この命令は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び產地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。

この命令は、内閣総理大臣又は農林水産大臣とあるのは「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣の権限」と、同項ただし書中「消費者庁長官又は農林水産大臣」とあり、及び同条第二項中「内閣総理大臣又は農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第四項中「同項第三号又は第四号に掲げる事務(同項第一号又は第二号に掲げる事務に係るものを除く。)」とあるのは「同項第三号又は第四号に掲げる事務」と、「農林水産大臣に(当該事務が法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものである場合にあつては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に)」とあるのは「農林水産大臣に」と、同条第六項中「消費者庁長官若しくは農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣」とする。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第三条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四百二十二号の次に次の二号を加える。

附 則

この省令は、法の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。ただし、第二条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。

ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第六条 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条 消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の二号を加える。

十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第一條第三項に規定する指定米穀等の産地の伝

十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第一條第三項に規定する指定米穀等の産地の伝

四百二十二の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）

(消費者庁組織令の一部改正)

第六条 消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の二号を加える。

五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第一條第三項に規定する指定米穀等の産地の伝

五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第一條第三項に規定する指定米穀等の産地の伝

第十二条に次の二号を加える。

第十二条に次の二号を加える。

五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第一條第三項に規定する指定米穀等の産地の伝

五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第一條第三項に規定する指定米穀等の産地の伝

平成22年3月 第2版

米トレーサビリティ制度Q & A ～基本編～

平成22年3月

農林水産省

米トレーサビリティ制度Q & A ~基本編~ 目次

- (問1) 米トレーサビリティ法の目的はどのようなものですか。
- (問2) 米トレーサビリティ法の概要はどのようなものですか。
- (問3) 米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達と、JAS法、食品衛生法（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令を含む。）、景品表示法、不正競争防止法との関係はどのようになっていますか。
- (問4) 米トレーサビリティ法でいう「米穀等」とはどのようなものですか。
- (問5) 米トレーサビリティ法でいう「米穀事業者」とはどのような事業者ですか。
- (問6) 米トレーサビリティ法でいう「指定米穀等」とはどのようなものですか。
- (問7) 米トレーサビリティ法では、どうして記録を作成する必要があるのですか。
- (問8) 取引等の記録はどのような場合に作成しなければならないのですか。
- (問9) 取引等の記録にはどのような項目が必要ですか。
- (問10) 縁故米も取引等の記録を作成する必要がありますか。
- (問11) 搬出、搬入等の記録はどのような場合に作成をしなければなりませんか。
- (問12) 搬出、搬入等の記録にはどのような項目が必要ですか。
- (問13) 記録の保存はどれ位の期間必要ですか。
- (問14) 取引等の記録、搬出、搬入等の記録の作成の際に、入荷したものと出荷したものとの対応関係が分かるようにする旨の努力義務が規定されていますがどのような内容ですか。
- (問15) 事業者間の取引についても産地情報の伝達が、どうして必要なのですか。
- (問16) 事業者間における産地情報の伝達の方法にはどのようなものがありますか。
- (問17) 指定米穀等の産地情報の伝達の「産地」については、どのように表記すればよいのですか。
- (問18) 業務用加工食品と業務用生鮮食品についても産地情報の伝達の義務がかかりますか。
- (問19) 指定米穀等についてはばら売りをする対面販売などの場合であっても、産地情報の伝達をする必要はありますか。
- (問20) 輸入品の場合、例えば「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で記載することはできますか。
- (問21) 一般消費者に対する産地情報の伝達の方法にはどのようなものがありますか。
- (問22) 米トレーサビリティ法に違反した場合の罰則はどのような内容ですか。
- (問23) 事業者間の産地情報の伝達違反が直罰となっているのに対し、一般消費者に対する産地情報の伝達違反については勧告・命令の措置がとられているのはなぜですか。
- (問24) 米トレーサビリティ制度はいつから施行されますか。

- (問25) 平成22年10月1日の施行日の前後に米穀等を取引した場合の記録の作成、保存の義務はどのようになりますか。
- (問26) 平成23年7月1日の施行日の前後に指定米穀等を取引した場合の事業者間の産地情報の伝達、一般消費者への産地情報伝達の義務はどのようになりますか。
- (問27) 米トレーサビリティ法について、詳細にわかる資料はホームページで見ることができますか。また、質問、相談はどのような機関に対して行えばよいのですか。

(問1) 米トレーサビリティ法の目的はどのようなものですか。

(答)

この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とします。

(問2) 米トレーサビリティ法の概要はどのようなものですか。

(答)

米トレーサビリティ法は大きく2つの内容から構成されています。一つはトレーサビリティの確保のため、米穀等（米や米加工品）を取引したとき等にその内容について記録を作成・保存すること、もう一つは、消費者が産地情報を入手できるように指定米穀等（米穀等から非食用のものを除いたもの）を取引する際にその米穀自体や原料に用いられている米穀の産地を相手に伝達することです。

(問3) 米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達と、JAS法、
食品衛生法（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令を含む。）、
景品表示法、不正競争防止法との関係はどのようになっていますか。

(答)

米トレーサビリティ法では、指定米穀等（米穀、もち、だんご等）の事業者間取引、一般消費者への販売・提供について産地情報伝達を義務付けています。この一般消費者への販売における産地情報の伝達は、JAS法においても玄米、精米、もちについて同様に義務付けを行っていることから、JAS法により産地を表示しなければならない場合は米トレーサビリティ法の適用を除外するという調整規定が置かれています。

景品表示法は事業者に対して消費者を誤認させる不当な表示を禁止しており、米トレーサビリティ法の産地情報の伝達の対象、対象外に問わらず、産地の偽装等に対し適用されます。

また、不正競争防止法は虚偽表示などの不正な行為や不法行為が行われることにより、他の事業者が不利益を被らないようにする法律であり、米トレーサビリティ法の産地情報伝達の対象、対象外に関わらず、商品、その広告・取引用の書類・通信に、原産地等の誤認をさせる表示を使用する行為等が禁止されています。

なお、食品衛生法には原料の産地表示義務に関する規定はありません。

(問4) 米トレーサビリティ法でいう「米穀等」とはどのようなものですか。

(答)

トレーサビリティの対象となる「米穀等」については、米穀（もみ、玄米、精米、碎米）のほか、以下の飲食料品が対象となります。

① 主要食糧に該当するもの

米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調整品（もち粉調整品を含む）、米菓生地、米こうじ等

② 米飯類

各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯類等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

(注) 米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おかゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象となります。

③ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょううちゅう、みりん

(問5) 米トレーサビリティ法でいう「米穀事業者」とはどのような事業者ですか。

(答)

1 米穀事業者は「米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者」とされており、生産者、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者など、米穀等を取扱う幅広い事業者が対象となります。

2 「事業を行う者」かどうかについては、「販売、輸入、加工、製造又は提供」を反復継続的に行っているかどうかによって判断されるものであり、当該行為を1日程

度行っていたとしても、「事業を行う者」には含まれません。

ただし、連続して行わなくとも年間を通じて当該行為を行うような場合には、「事業を行う者」に含まれます。

- 3 なお、病院、学校、老人ホーム、刑務所等における給食に使用された米飯の原料米の産地情報の伝達については、一般消費者に対する提供ではないため不要です（ただし、当該施設内であっても、一般消費者も利用できる食堂等においては産地情報の伝達が必要）。いずれの場合であっても、米穀事業者として米穀等を仕入れた場合の記録の作成の義務は発生します。

(問6) 米トレーサビリティ法でいう「指定米穀等」とはどのようなものですか。

(答)

「指定米穀等」は、問4に掲げた「米穀等」と同様の品目としていますが、飼料用、バイオエタノール原料用等の非食用に供されるものを除くこととしています。

(問7) 米トレーサビリティ法では、どうして記録を作成する必要があるのですか。

(答)

米穀等に関し、事故等が発生した際に、保存された記録を基に流通ルートを特定することにより、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするために、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けています。

(問8) 取引等の記録はどのような場合に作成しなければならないのですか。

(答)

- 1 米穀等を他の米穀事業者に譲渡した場合又は譲受けた場合（販売の委託、受託を

含む)に記録の作成が必要になります。

2 具体的には、所有権の移転を伴うような取引のほか、生産者が集荷業者に販売を委託した場合等に必要となります(同様に、それぞれ入荷した店舗、受託した側も含まれます。)。

(問9) 取引等の記録にはどのような項目が必要ですか。

(答)

米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年11月5日財務省令・農林水産省令第1号)第2条第1項に定められているとおり、

- ① 名称(取引において通常用いている名称を記載。)
 - ② 産地(指定米穀等の取引等を行った場合のみ。)
 - ③ 数量(取引において通常用いている単位で記載。)
 - ④ 年月日(搬入又は搬出した日を記載。これにより難い場合は、受発注をした日等取引をした年月日でも可。)
 - ⑤ 取引の相手方の氏名、又は名称
 - ⑥ 譲受けに伴って搬入を行った場合には、搬入をした場所(注1)又譲渡しに伴って搬出を行った場合には、搬出をした場所(注1)
 - ⑦ 用途限定されている米穀については、その用途(注2)
- について記録する必要があります。

(注1)・ 農協の倉庫から搬出した場合など、搬出入の場所について引取当事者が把握していない場合には、搬出入を行った他の者の名称(○○農協)でも可。

又、記録を事業所ごとに整理している場合には、この搬出入の場所の記録は不要。

(注2)・ 用途限定されている米穀とは、食糧法における米穀取扱業者の遵守すべき事項に用途限定米穀として定められている米穀を指し、米穀取扱業者が用途限定米穀を出荷・販売する際には、当該米穀が用途限定米穀であることが明らかとなるよう措置することが、別途、遵守すべき事項として義務付けられている(平成22年4月1日施行)。

(問10) 縁故米も取引等の記録を作成する必要がありますか。

(答)

米トレーサビリティ法で取引等の記録の作成義務を課しているのは、米穀等を他の米穀事業者に譲渡した場合又は譲受けた場合(販売の委託、受託を含む)ですので、

当該取引等の相手先が米穀事業者でない場合には記録の作成義務はありません。

(問11) 搬出、搬入等の記録はどのような場合に作成をしなければなりませんか。

(答)

- 1 米穀等を搬出、搬入等を行った際の記録は、取引等のお金の流れとモノの流れが異なる場合でも流通ルートを特定し、回収等を適切に行うために必要な記録となるため、米トレーサビリティ法第3条の譲渡し、譲受けの記録とは別に、米トレーサビリティ法第5条で記録の義務を課しています。
- 2 具体的には、自社の物流センターから店舗に出荷した場合、セントラルキッチンから店舗に出荷した場合、とう精などの加工を委託した場合、米穀等を廃棄した場合、米穀等を亡失した場合が含まれます。
(同様に、それぞれ入荷した店舗、受託した側も含みます。)
- 3 ただし、工場と倉庫が併設してある場合などひとまとまりとしての機能を有する同一の敷地内での移動については、記録の必要はありません。

(問12) 搬出、搬入等の記録にはどのような項目が必要ですか。

(答)

米穀等を搬出、搬入等を行った場合には、以下の項目について記録の作成が必要です。ただし、指定米穀等であっても産地の記録は不要です。

- ① 名称（取引において通常用いている名称を記載。）
- ② 数量（取引において通常用いている単位で記載。）
- ③ 年月日（亡失をした場合であって、その年月日が明らかでないときは、時期。）
- ④ 搬入及び搬出をした場所（注1）
- ⑤ 取引の相手方の氏名、又は名称
- ⑥ 用途限定されている米穀については、その用途（注2）

（注1）・ 農協の倉庫から搬出した場合など、搬出入の場所について引取当事者が把握していない場合には、搬出入を行った他の者の名称（〇〇農協）でも可。

又、記録を事業所ごとに整理している場合には、この搬出入の場所の記録は不要。

（注2）・ 用途限定されている米穀とは、食糧法における米穀取扱業者の遵守すべき事項に

用途限定米穀として定められている米穀を指し、米穀取扱業者が用途限定米穀を出荷・販売する際には、当該米穀が用途限定米穀であることが明らかとなるよう措置することが、別途、遵守すべき事項として義務付けられている（平成22年4月1日施行）。

（問13）記録の保存はどれ位の期間必要ですか。

（答）

米穀等を他の米穀事業者との間で譲渡し、譲受けを行った際（販売の委託、受託を含む）、あるいは搬出、搬入等を行った際の記録は、以下の場合を除き3年間の保存が必要です。

- ① 消費期限が付されている商品（仕出し弁当や給食など速やかに消費することを前提としたものを含む）については、3月間
- ② 記録を作成した日から賞味期限までの期間が3年を超える商品については5年間

（問14）取引等の記録、搬出、搬入等の記録の作成の際に、入荷したものと出荷したものとの対応関係が分かるようにする旨の努力義務が規定されていますがどのような内容ですか。

（答）

- 1 米トレーサビリティ法では、米穀等について問題が生じた際に、事後的に流通ルートを特定できるよう、米穀等について取引等を行った際に記録を作成することとしております。これと併せて、米穀等について表示の適正化等を図ることや米穀等の産地情報の提供を促進するため、指定米穀等について産地情報の伝達を行うこととしています。
- 2 したがって、流通ルートをより正確に特定したり、産地情報の確からしさを担保するためには、①飲食料品の製造業者については、入荷した原材料と製造ロット、出荷ロットの関係等、②流通業者については、入荷ロットと出荷ロットとの対応関係等が明確になっている必要があります。
- 3 しかしながら、入荷したものと出荷したものとの対応付けの困難さや方法が業種によって大きく異なり、また、同じ加工製造業者でも製造方法等によって大きく実態が異なることから、法令により対応付けの方法を一律に定めるのではなく、努力

義務としたところです。

(問15) 事業者間の取引についても産地情報の伝達が、どうして必要なのですか。

(答)

次の米穀事業者が産地情報を記録したり、最終的に一般消費者に対して産地情報を伝えるために、米穀事業者間の産地情報の伝達を行う必要があります。

(問16) 事業者間における産地情報の伝達の方法にはどのようなものがありますか。

(答)

米穀事業者間の産地情報の伝達方法については、商品の容器・包装への記載のほか、取引等の際に交わす伝票、送り状、規格書等への記載が定められています。

(問17) 指定米穀等の産地情報の伝達の「産地」については、どのように表記すればよいのですか。

(答)

1 産地が国内の場合には「国内産」や「国産」と、産地が外国の場合は、その国名で記載することとします。ただし、産地が国内の場合には都道府県名、市町村名や一般的に知られた地名でもかまいません。

2 産地が2以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載することとします。

産地が3以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができることとします。この場合、国産の原材料と外国産の原材料を混合している場合には、国レベルでカウントすることとし、3か国以上のものを混合した場合には「その他」と記載できます。

3 2の場合において、原料米の産地が特定できても、原材料の産地ごとの原材料に占める重量の割合の順序が変動するような場合には、一般消費者へ産地を誤認させない限りにおいて、過去の一定期間の使用割合の実績に基づいて産地の順番を記載できることとします。この場合、「〇〇の産地は、当社における昨年度の取扱実績の多い順に記載しています。」等の注意書きを添えることが必要です。

(注) ただし、当該商品に実際に使用していない産地を過去の実績として記載することは、優良誤認を招くおそれがあるため、過去の実績による記載をする場合でも、実際に使用している産地を記載することが必要です。

4 外国で加工製造された場合であっても、原則として原料米の産地を記載することとなります。加工品（製品、半製品）で輸入された場合でその原料米の産地が明らかでないときは、当該加工品そのものの原産国（加工、製造をした国名）を記載することとします。

この場合には、記載された産地がその原料米の産地でなく、加工品そのものの原産国であることが分かるようにすることが必要です。

(問18) 業務用加工食品と業務用生鮮食品についても産地情報の伝達の義務がかかりますか。

(答)

1 米トレーサビリティ法では、指定米穀等を他の米穀事業者との間で譲受け、譲渡しをした場合に取引等の記録として産地の記録を義務付けています。一般消費者に指定米穀等を販売・提供する場合に産地情報の伝達を義務付けております。

2 したがって、業務用加工食品、業務用生鮮食品であっても、譲渡先の米穀事業者が米トレーサビリティ法上の義務を適切に果たすために、産地情報の伝達が必要となります。

(問19) 指定米穀等についてはばら売りをする対面販売などの場合であっても、産地情報の伝達をする必要がありますか。

(答)

1 指定米穀等を他の米穀事業者に譲渡した際（販売の委託を含む。）の産地情報伝達、あるいは、指定米穀等を一般消費者に販売・提供した際の産地情報の伝達は、ばら

売りをする対面販売などJAS法や食品衛生法において表示の義務を課していない場合であっても、産地情報の伝達を行う必要があります。

- 2 一方、外食店などで料理等として指定米穀等を提供する場合には、米飯類以外のものについては産地情報の伝達は不要です。

(問20) 輸入品の場合、例えば「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で記載することはできますか。

(答)

指定米穀等の産地が外国産の場合、産地を国単位で書く必要があるので、国名を省略して州名等のみで記載を行うことはできません。

(問21) 一般消費者に対する産地情報の伝達の方法にはどのようなものがありますか。

(答)

一般消費者に対する産地情報の伝達方法については、

- ① 商品の容器又は包装に具体的な産地情報を記載。
- ② 小売販売店や外食店等の指定米穀等を販売または提供をしている場所において、メニュー、店内配布チラシ、ショップカード等や店内、店の入り口の看板等の一般消費者の目につきやすい場所に具体的な産地情報を記載。
- ③ インターネット販売や通信販売の場合には、販売の条件を示すホームページやカタログの見やすい箇所に産地を記載することも可。
- ④ 商品等にホームページアドレスを記載し、当該ホームページにアクセスすることにより産地情報が入手できるようにする方法も可。この場合、商品パッケージにその旨の記載が必要であるほか、Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要があります。
- ⑤ 商品等に「お客様相談窓口」を記載し、当該窓口に照会すれば、産地情報が入手できるようにする方法も可。この場合には、お客様相談窓口において、産地情報を入手できる旨の記載が必要となります。
- ⑥ 対面販売や外食店において、店員に対して研修等を通じて対応マニュアルなどにより、消費者の求めに応じて店員が産地情報を伝達することも可。この場合、店内等に「産地情報については、店員にお問い合わせください。」等の掲示が必要となります。

ます。

- ⑦ 上記⑤及び⑥の仕組みは、産地情報が正しく伝達されているかどうかの検証が可能な仕組みとする必要があるため、この対応を行う事業者は、対応マニュアルを定め、従業員が当該マニュアルに従って適切に対応できるための措置（周知徹底、教育研修）などを講じ、講じた措置の実績を記録しておく必要があります。

(問22) 米トレーサビリティ法に違反した場合の罰則はどのような内容ですか。

(答)

- 1 取引等の際に、記録を作成しなかったり、虚偽の記録を作成した場合、定められた期間保存しなかった場合、他の米穀事業者に対して産地情報を伝達しなかった場合、虚偽の伝達をした場合、正当な理由なく報告徴収命令や立入検査を忌避した場合には、50万円以下の罰金に処することとされています。
- 2 また、一般消費者への産地情報伝達を適切に行わなかった場合、勧告、命令が行われることとなっており、この命令に従わなかった場合に50万円以下の罰金に処することとされています。

(問23) 事業者間の産地情報の伝達違反が直罰となっているのに対し、一般消費者に対する産地情報の伝達違反については勧告・命令の措置がとられているのはなぜですか。

(答)

- 1 米トレーサビリティ法は、米穀事業者が指定米穀等の取引等を行った場合には、産地情報を含む必要項目について記録の作成、保存の義務が課されており、トレーサビリティの確保のため、この記録の作成、保存の義務は直罰規定となっています。このため、次の米穀事業者が適切に産地情報を記録するためには、他の米穀事業者に指定米穀等を譲り渡す際の産地情報の伝達についても適切に行う必要があるということで、これについても直罰規定としています。
- 2 なお、一般消費者への産地情報の伝達については、新しい制度であり、幅広い事業者に取り組んでいただく必要がある仕組みであることも考慮し、まずは事業者の自主的な取組により改善を促すという考え方に基づき、勧告、命令というステップ

を踏むこととしています。

(問24) 米トレーサビリティ制度はいつから施行されますか。

(答)

取引等の記録の作成、保存（トレーサビリティ）については、平成22年10月1日、産地情報の伝達については、平成23年7月1日に施行されます。

(問25) 平成22年10月1日の施行日の前後に米穀等を取引した場合の記録の作成、保存の義務はどのようになりますか。

(答)

- 1 記録の項目として、年月日がありますが、この期日が平成22年10月1日となるものから、取引等の記録の作成、保存が義務となります。
- 2 記録が必要な項目は、記録省令第2条第1項で規定されているとおり、
 - ① 名称（取引において通常用いている名称を記載すること。）
 - ② 産地（指定米穀等のみ）
 - ③ 数量（取引等において通常用いている単位で記載）
 - ④ 年月日（搬入又は搬出をした日を記載。これにより難い場合は、受発注をした日等取引をした年月日でも可。）
 - ⑤ 取引の相手方の氏名、又は名称
 - ⑥ 搬入又は搬出をした場所
 - ⑦ 用途限定されている米穀については、その用途を記入。となっております。
- 3 なお、「指定米穀等」で記録の項目となる「産地」については、平成23年7月1日以前に、①国内で生産者から出荷された米穀、②国内で取引された輸入米穀等、③①、②を用いた加工品については、「産地」を記録する必要はありません。

(問26) 平成23年7月1日の施行日の前後に指定米穀等を取引した場合の事業者間の産地情報の伝達、一般消費者への産地情報の伝達の義務はどのようにになりますか。

(答)

- 1 平成23年7月1日以前に、①国内の生産者から出荷された米穀、②国内で取引された輸入米穀等、③①、②を用いた加工品については、米穀等の産地情報を伝達する義務は免除されますので、施行日である平成23年7月1日以降に取引等を行ったすべての指定米穀等について、必ずしも産地情報の伝達義務が生じるわけではありません（産地の記録義務についても同様。）。
- 2 したがいまして、平成23年7月1日以降であっても、産地情報の伝達の義務が発生しない指定米穀等（指定米穀等ではないものとしてみなされる指定米穀等）が当面の間流通することとなります。

(問27) 米トレーサビリティ法について、詳細にわかる資料はホームページで見ることができますか。また、質問、相談はどのような機関に対して行えばよいのですか。

(答)

米トレーサビリティ法については、農林水産省HPで情報提供していくこととしております。また、質問、相談につきましては、最寄の地方農政局、地方農政事務所食糧部計画課までお願ひいたします。

<農林水産省HP>

ホームページ>食料>米と麦>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律及び関連政省令等

URL : http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

以 上

平成22年3月 第1版

米トレーサビリティ制度Q & A
～応用編～

平成22年3月

農林水産省

米トレーサビリティ制度Q & A ~応用編~ 目次

- (問1) 試験・研究用米穀を生産する試験・研究機関等は、収穫した米穀についてどのような義務が課されますか。
- (問2) 調理実習、料理学校にはどのような義務が課されるのですか。
- (問3) お米を民芸品に加工している場合、加工者、販売者にはどのような義務が課されるのですか。
- (問4) 取引の数量は玄米換算（精米換算）する必要があるのですか。
- (問5) 米トレーサビリティ法において「コンタミネーション（コンタミ）」をどのように取り扱うのですか。
- (問6) スーパーなど一般消費者向けに販売している際に、販売する相手が一般消費者か米穀事業者か区別できない場合はどのようにすればよいのですか。
- (問7) 中間流通業者が対象品目であることを認識していなかった等の理由で、伝票に必要な項目を記載せずに販売し、必要な記録の作成・保存を川下の事業者がしなかった場合、その責は中間流通業者が負うこととなりますか。
- (問8) 外食店等がスーパーで袋詰精米を購入し、当該外食店で料理として提供した場合、レシートには産地が記載されていませんが、購入した際、自ら米穀の産地を記録する必要がありますか。
- (問9) 原料原産地表示が義務付けられていない米加工品について、自主的に産地を記載する場合の注意点はありますか。
- (問10) JAS法による表示の義務付け対象になるものについて、事業者間の譲渡しの際の米トレーサビリティ法による産地の記録と産地情報の伝達並びにJAS法による相互間での同一性はどこまで求めるのですか。
- (問11) 「もち」や「だんご」等の小売りをしている店舗において、店内で食べることができる施設を有している場合、そこで一般消費者が食す際には、産地情報の伝達が必要となりますか。
- (問12) 結婚披露宴や大規模なパーティの場合の産地情報伝達はどのようにしたらよいのですか。
- (問13) 災害援助等の際に、弁当やおにぎりを配布する場合には、どのような記録が必要ですか。
- (問14) 旅館、ホテル等の客室において、受け菓子として米菓を置く場合、お茶と一緒にだんごを提供する場合、どのような記録が必要になりますか。
- (問15) 賞味期限が3年を超えるものは5年間の保存としているが、その原料米穀の購入記録も納入元の販売記録も保存期間は3年であり、5年間保存する意味がないのではないですか。
- (問16) 罰金が50万円では、十分な抑止力とはならないのではないか。

本書においては、以下の略称を使用しております。

米トレーサビリティ法：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号）

政令：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令」（平成21年政令第261号）

記録省令：「米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令」（平成21年財務省令・農林水産省令第1号）

伝達命令：「米穀等の産地情報の伝達に関する命令」（平成21年内閣府令・財務省令・農林水産省令第1号）

告示：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第1条第1号の農林水産大臣が定める方法及び基準を定める件」（平成21年農林水産省告示第1551号）

勧告及び公表の指針：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第8条第1項の一般消費者に対する産地情報の伝達義務違反に係る第9条の勧告及び公表の指針について」（平成21年11月5日 農林水産省）

JAS法：「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律第175号）

食糧法：「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）

景品表示法：「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和37年法律134号）

(問 1) 試験・研究用米穀を生産する試験・研究機関等は、収穫した米穀についてどのような義務が課されますか。

(答)

- 1 試験・研究用として生産した米穀が米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に関し使用されず事業に該当しない場合には、米トレーサビリティ法上の義務は発生しません。
- 2 また、仮に商品として小売店等に販売する場合でも、反復継続した取引でないなど事業として行われていない場合には米穀事業者に該当しないため、同法第3条の販売記録の作成・保存（同法第6条）、同法第4条の産地情報の伝達は必要ありません。
- 3 一方、試験・研究機関等が、一般消費者に直接販売する場合には、その販売が事業であるか否かに関わらず、販売した内容についての記録の作成、保存は必要ありませんが、当該販売が事業である場合には同法第8条の産地情報の伝達が必要です（当該販売が感謝デーのみ販売が行われるなど、事業として行われていない場合には産地情報の伝達は必要ありません。）。

(問 2) 調理実習、料理教室にはどのような義務が課されるのですか。

(答)

- 1 調理実習、料理教室が事業として行われている場合には米穀事業者に該当するため、購入した米穀等について米トレーサビリティ法第3条の記録の作成・保存（同法第6条）が必要ですが、実習で調理した料理を生徒が食べる際には産地情報の伝達は必要ありません。
- 2 なお、公民館行事などで調理実習、料理教室を行った場合など事業として行われていない場合には、購入した米穀等について記録の作成・保存は必要ありません。

(問3) お米を民芸品に加工している場合、加工者、販売者にはどのような義務が課されるのですか。

(答)

お米を民芸品に加工するために仕入れた場合、米トレーサビリティ法第3条の取引等の記録の作成・保存（同法第6条）が必要です。加工後、民芸品として販売する場合には「指定米穀等」に該当しないため、取引等の記録の作成・保存、産地情報の伝達は必要ありません。

(問4) 取引の数量は玄米換算（精米換算）する必要があるのですか。

(答)

- 1 記録省令第2条に基づく記録のうち、数量については通常取引する単位で構わないため、玄米換算（精米換算）する必要はありません。
- 2 なお、「もみ」をもみすりして玄米にした場合の歩留り比率、玄米をとう精して精米にした場合の歩留り比率についての記録は、内部トレーサビリティとして、入荷と出荷の相互の関係を明らかにするためにも残しておくことが望ましいと考えています。

(問5) 米トレーサビリティ法において「コンタミネーション（コンタミ）」をどのように取り扱うのですか。

(答)

- 1 米トレーサビリティ法においては、取引等の際には記録の作成をしていただくこととしており、米穀等の生産、加工、製造、又は流通時に他の米穀等が混じる、いわゆる「コンタミ」の発生に対する許容水準等は規定しておりません。
- 2 実際の製造ラインでは原料の切り替えがいつの時点で始まったのか正確に把握することが困難なケースその他の多様なケースがあると見込まれます。そこで、個々のケースに応じて内部トレーサビリティを確保し、産地情報の伝達を行うため、各業界毎にガイドラインを定めることしております。
※ 具体的なガイドラインの作成手続きについては追ってお示します。

- 3 なお、「産地」の記録は産地が国内のものにあっては国内産であることを記録すればよいこととなりますので、仮に、国内産のもの同士が混じったとしても「国内産」という記録でかまいません。
- 4 一方、異なる国の産地のもの同士が混じった場合には、原材料に占める重量の割合の多い国から順に国名を記録する必要がありますので、原料米の管理や原料米切り替え時の機器の清掃には十分留意し、「コンタミ」防止に努めていただきたいと考えます。

(問6) スーパーなど一般消費者向けに販売している際に、販売する相手が一般消費者か米穀事業者か区別できない場合はどのようにすればよいのですか。

(答)

一般消費者を相手に小売業を営んでいる店頭に事業者が来店して米穀等を購入した場合であっても、一般消費者として扱うことが適当である以上、米トレーサビリティ法に基づく取引等の記録の作成・保存は必要ありません。

(問7) 中間流通業者が対象品目であることを認識していなかった等の理由で、伝票に必要な項目を記載せずに販売し、必要な記録の作成・保存を川下の事業者がしなかった場合、その責は中間流通業者が負うこととなりますか。

(答)

- 1 入荷記録として記録省令第2条に定める必要な項目のいくつかが記載されていない伝票等を受け取った川下の事業者については、聞き取りや目視により確認し、必要な項目について記録する必要があります。
- 2 よって、川下の事業者が記録の作成・保存をしなかった責を中間流通業者が負う必要はありません。

(問8) 外食店等がスーパーで袋詰精米を購入し、当該外食店等で料理として提供した場合、レシートには産地が記載されていませんが、購入した際、自ら米穀の産地を記録する必要がありますか。

(答)

スーパーで袋詰め精米を購入した場合であっても、当該米穀を事業として使用する場合は、入荷の記録・保存が必要です。その際、レシートに産地が記載されていなければ、米トレーサビリティ法第3条の記録事項の一つである産地（記録省令第2条第2号）の記録漏れとなるため、例えば、レシートに手書きで産地を追加するなど、何らかの形で産地を記録しておく必要があります。

(問9) 原料原産地表示が義務付けられていない米加工品について、自主的に産地を記載する場合の注意点はありますか。

(答)

指定米穀等を加工して指定米穀等以外の製品を出荷する際に、原料に用いた米穀の産地を任意で記載する場合には、JAS法、景品表示法、不正競争防止法（平成5年法律第47号）など他の法令に違反することがないよう留意が必要です。

(問10) JAS法による表示の義務付け対象になるものについて、事業者間の譲渡しの際の米トレーサビリティ法による産地の記録と産地情報の伝達並びにJAS法による相互間での同一性はどこまで求めるのですか。

(答)

- 1 一般消費者に対する産地情報の伝達については、米トレーサビリティ法第8条第1項の規定により、JAS法の規定により当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合（現時点では、玄米及び精米、もちの一部のみ）を除き、同法第8条の産地情報の伝達を行うこととなります。
- 2 一方、米穀事業者間の取引等に重複して適用される生鮮食品等の場合、基本的に業者間取引を含めJAS法による表示がされていれば、同法4条の産地情報の伝達

の義務は果たされたこととなります。

(問11) 「もち」や「だんご」等の小売りをしている店舗において、店内で食べることができる施設を有している場合、そこで一般消費者が食す際には、産地情報の伝達が必要となりますか。

(答)

伝達命令第5条に基づき、「もち」や「だんご」等の小売りを行っている店舗において、それらを「販売」する場合には米トレーサビリティ法第8条の産地情報の伝達が必要ですが、イートインスペースにおいてだんごを「提供」する場合には、産地情報の伝達は不要となります。

(参考)「提供」とは飲食店などでサービスとして料理等を利用者に提供する形式、「販売」とは「提供」に当たらない有償での譲渡を指しています。

(問12) 結婚披露宴や大規模なパーティの場合の産地情報伝達はどのようにしたらよいのですか。

(答)

結婚披露宴やパーティ等で米飯類を提供する場合の米穀事業者には、①契約し代金を支払う者、②実際に食事をする者のいずれかに対し、米トレーサビリティ法第8条の産地情報の伝達を行う必要があります。

なお、他の外食店での指定米穀等の提供と同様、清酒など米飯類以外の指定米穀の産地情報の伝達は必要ありません。

(問13) 災害援助等の際に、弁当やおにぎりを配布する場合には、どのような記録が必要ですか。

(答)

災害時の援助の一環として、弁当やおにぎりを配布することは、緊急を要する人道的行為であり、事業として実施しているものとは考えられないことから、米トレーサビリティ法に基づく取引等の記録の作成・保存は必要ありません。

(問14) 旅館、ホテル等の客室において、受け菓子として米菓を置く場合、お茶と一緒にだんごを提供する場合、どのような記録が必要になりますか。

(答)

受け菓子として米菓を置く場合、お茶と一緒にだんごを提供する場合においては、米トレーサビリティ法に基づく出荷の記録の作成・保存の必要はありません。

また、米飯類の提供に該当しないため、同法第8条の産地情報の伝達は必要ありません。

(参考)「提供」とは飲食店などでサービスとして料理等を利用者に提供する形式、「販売」とは「提供」に当たらない有償での譲渡を指しています。

(問15) 賞味期限が3年を超えるものは5年間の保存をしているが、その原料米穀の購入記録も納入元の販売記録も保存期間は3年であり、5年間保存する意味がないのではないか。

(答)

1 賞味期限が残っているうちは消費されずに一般消費者の手元に保存されている可能性があるため、当該食品に問題が生じ、商品回収等の必要が生じた場合に適切な対応が取れるよう、賞味期限プラス α の期間の記録の保存を義務付けることとしています。しかしながら、取引時点での残存賞味期限を証明する手立てがないこと、記録の保存期間が細かく多くに分かれることとなれば、事務が繁雑になることから、賞味期限が3年を超えるもの(災害用の α 化米、缶詰など)を一律5年としたものであります。(米トレーサビリティ法第6条、記録省令第7条)

2 原料に用いた米穀の取引記録である3年間を経過した後は、原料米穀に遡っての原因究明等は不能になりますが、問題が発覚した商品と同じリスクを有する商品の回収は可能であり、消費者保護の観点からも取引等の記録については5年間保存する必要があると考えています。

(問16) 罰金が50万円では、十分な抑止力とはならないのではないですか。

(答)

- 1 罰金の適用は司法の判断に委ねられます。
- 2 違反者が法人の場合には、米トレーサビリティ法第13条の法人重科の規定があるため、行為者のほか、法人等に対しても同様に罰金が科されることがあります。
- 3 別途公表している勧告公表の指針に従い、公表することが妥当であると判断された場合には、公表後に取引関係にある事業者からの取引停止など大きな経済的損失が生じると見込まれるため、各米穀事業者にとって50万円という罰金と合わせて、大きな抑止効果があるものと見込まれています。

以 上